

# 遺言書の保管制度のスタート、家賃支援給付金の申請開始

## I 7月10日施行 法務局における遺言書の保管制度の創設

### 1 概要

平成31年1月13日から、遺言書の自筆証書の要件が緩和されました。そしてその遺言書を国（法務局）が保管する制度が令和2年7月10日に始まりました。これは遺言書の紛失を防止し、相続人全員集まったの「検認」を不要とすることで、相続手続きを円滑にしようとするものです。

従来からの、最も堅実な方法である「公正証書遺言」と、その特徴を以下に比較してみました。

### 2 自筆証書遺言保管制度と公正証書遺言との比較

	自筆証書遺言保管制度 	公正証書遺言制度 
役所・役場	<b>法務局</b> 山形県では山形、米沢、寒河江、新庄、酒田、鶴岡の6か所が対応。 住所地・本籍地・不動産所在地のいずれかを管轄する法務局に限る。	<b>公証人役場</b> 山形県では山形、米沢、鶴岡の3か所にある。 全国どこの公証人役場に行っても作成可能。
遺言書の作成者	<b>本人が遺言書本文を全て自筆で作成。</b> 別紙目録はワープロや預金通帳のコピー等もOKだが全ページ本人の署名捺印が必要。	<b>公証人が作成</b> 本人はその原案メモや資料を提出し、遺言書は公証人が作成する。
作成の過程で相談ができるか	遺言書の作成に関する相談には一切応じないことになっている。	本人の意思を反映させるためのやり取りを行う。また専門家が本人に代わって打ち合わせ可能。
手続き	<u>あらかじめ遺言書を作成した上で申請書とともに本人が法務局に行って提出。</u> 出張サービスは無い。	最終的に本人が公証人と面談して署名捺印する（立会人2名も同様）。出張サービスもある。
役所・役場の役割	自筆証書の保管が主目的 本人に保管証を発行	遺言者の意思を反映した遺言書の作成及び公正証書原本の保管
役所・役場が確認すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人であることの確認</li> <li>遺言書の外形的な確認</li> <li>自署したかどうかの確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺言者の意思の確認</li> <li>意思能力の確認</li> <li>立会人2名による確認</li> </ul>
費用	保管一通につき3,900円	<b>最低数万円</b> で、財産が多いほど高額。出張の場合は日当も発生。
遺言書原本の取り扱い	<u>本人死亡後</u> 、相続人は自筆証書遺言の証明書が入手できるほか、全国の法務局で画像閲覧が可能。 その場合、他の相続人等に遺言書を保管している旨を通知する。	原本は公証人役場にある。 その謄本の正本・副本は作成時に本人に渡される。
撤回・変更	保管の撤回可能（効力に影響なし） また、後日付の遺言書で変更可能	後日付の遺言書で変更可能

公正証書遺言に比べて費用が安いことから広く利用される可能性があります。法務局では、請求に基づき、遺言書が「保管されている」又は「保管されていない」旨の証明書を発行することになっています。

法務省のホームページもご参照ください。 [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

## II 家賃支援給付金 給付申請は7月14日開始 2021年1月15日まで

新型コロナウイルス対策である家賃給付金について、申請要領が7月7日に中小企業庁から発表されました。持続化給付金と同様の手続きですが、やや複雑なところがあります。申請にあたってのポイントは下記のとおりで、更なる詳細部分は、このサイトをご覧ください。



「経済産業省家賃支援給付金事務局」 <https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>

### (1) 対象者 下記のすべてに当てはまる方が対象となります

- (1) 2020年4月1日現在で資本金10億円未満(法人の場合)
- (2) 2019.12以前から事業収入があり、今後も事業を継続する意思があること (法人個人に共通)
- (3) 2020年5月から12月までの間に前年同月比で事業収入が50%以上、または連続する3か月間の合計で前年同期比30%以上減少したこと (共通)  
注 売上減少が新型コロナウイルスの影響ではないことが明らかな場合は、申請対象外です。
- (4) 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料の支払いがあること (共通)

### (2) 給付額の算定の基礎となる契約・費用とは以下のものです

	対象	対象外
契約	賃貸借契約(土地・建物) 注	動産の賃貸借契約・リース契約
費用	賃料(消費税込) 申請者自らの事業のための部分が該当 共益費及び管理費(消費税込) (賃料を規定する契約書と別契約の場合は対象外です)	動産の賃料・リース料 契約関連費用(更新料、礼金など) テナント会費 不動産ローン返済額 など

- 注 (1) 2020.3.31時点及び申請時点で有効な賃貸借契約である必要があります。  
 (2) 直前3か月間の賃料の支払いの実績があることが必要です(減免・滞納の場合の措置あり)。  
 (3) 賃貸人と賃借人が実質的に同一(自己取引)、又は配偶者・一親等以内の取引(親族間取引)や親子会社間を対象外です。よって会社オーナーの土地をその同族会社に賃貸する契約は給付申請対象外となります。

### (3) 具体的な給付金額の計算

申請時の直近1カ月における支払賃料(消費税込み月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍です。

法人	賃料75万円以下(税込)の2/3 それ以上の分は1/3 【上限600万円】
個人事業者	賃料37.5万円以下(税込)の2/3 それ以上の分は1/3 【上限300万円】

(4) 税務上の取り扱い 受給した側では法人税や所得税の課税対象になりますが、消費税は不課税

(5) 申請方法 パソコン又はスマートフォンからのオンラインでの「電子申請」です

(6) 必要書類・入力項目 持続化給付金※と同様ですが、これに下記が加わります

- 賃貸借契約書
- 申請時の直近3か月分の賃料支払実績を証明する書類(通帳の写し、振込明細書等)
- 賃貸人情報(氏名/法人名)、住所、電話番号 給付確定した旨が賃貸人・管理会社にも連絡されます。

#### ※持続化給付金の申請時書類

- ◎2019年確定申告書の別表(1)控え(個人) ◎法人事業概況説明書控え(法人)
- ◎e-Taxの受信通知 ◎売上が減少した月・期間の売上台帳等 など

救済的な例外規定がある一方、不正受給には厳しい措置が取られるとされています。ご不明な点は事務所担当者までお問い合わせいただき、是非ご利用下さい。

### @7月の予定

- 7/10 ・6月分源泉所得税  
・住民税の特別徴収税額納付期限
- 7/31 ・5月決算法人の確定申告  
・2,8,11月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

